

	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	K市	どちら も印 字	郵便 番号 のみ	カスタ マー バー コード のみ	どちら も印 字し て	帳票 自体 の利 用無	仕様 反映	事務局意見
・納税通知書（帳票No.71～73）	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	11	0	0	0	0	反映する	どちらも印字することといたします。
・課税明細書（帳票No.74）	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字していない	どちらも印字	どちらも印字	カスタマーバーコードのみ	郵便番号のみ	どちらも印字	郵便番号のみ	どちらも印字	どちらも印字していない	6	2	1	2	0	要検討	（郵便番号のみとしている団体）一括で大量に送付する場合、郵送料削減のためにカスタマーバーコードも印字したほうがよいと考えますが、よろしいでしょうか。 * カスタマーバーコードの印字スペースは設けますが、各団体に印字しないこともできます。
・償却資産の申告案内（帳票No.31、32）	帳票自体の利用無し	どちらも印字していない	どちらも印字	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	帳票自体の利用無し	どちらも印字していない	郵便番号のみ	どちらも印字	2	5	0	2	2	要検討	
・申告はがき（帳票No.33）	帳票自体の利用無し	帳票自体の利用無し	帳票自体の利用無し	帳票自体の利用無し	どちらも印字	郵便番号のみ	帳票自体の利用無し	帳票自体の利用無し	帳票自体の利用無し	郵便番号のみ	どちらも印字	2	2	0	0	7	要検討	
・償却資産の申告について（帳票No.36～38）	帳票自体の利用無し	郵便番号のみ	どちらも印字していない	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	どちらも印字	帳票自体の利用無し	帳票自体の利用無し	郵便番号のみ	1	6	0	1	3	要検討	
・更正価格決定通知書（帳票No.62）	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	どちらも印字	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	4	7	0	0	0	要検討	
・更正賦課決定通知書（帳票No.63）	どちらも印字	どちらも印字	どちらも印字	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	どちらも印字	郵便番号のみ	郵便番号のみ	郵便番号のみ	4	7	0	0	0	要検討	

事前確認事項	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	K市
<p>意見団体からは、カスタマーバーコードが印字されている帳票は、住民等への送付が想定されるため、郵便番号の印字も必要であるとの意見をいただいております。つきましては、貴団体で使用している帳票へのカスタマーバーコード及び郵便番号の印字の状況を回答していただき、回答結果を基にカスタマーバーコード及び郵便番号の印字の必要性について、事務局で検討いたします。</p> <p>【全団体】</p> <p>以下帳票の中で、カスタマーバーコード及び郵便番号を印字しているものを教えてください。その際は、どちらも印字しているのか、又は一つだけ印字しているのかどうかもお答えください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書（帳票No.71～73） ・課税明細書（帳票No.74） ・償却資産の申告案内（帳票No.31、32） ・申告はがき（帳票No.33） ・償却資産の申告について（帳票No.36～38） ・更正価格決定通知書（帳票No.62） ・更正賦課決定通知書（帳票No.63） <p>【回答例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書：どちらも印字している。 ・課税明細書：カスタマーバーコードのみ ・償却資産の申告案内：郵便番号のみ ・申告はがき：どちらも印字していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書（帳票No.71～73）：どちらも印字している。 ・課税明細書（帳票No.74）：どちらも印字している。 ・償却資産の申告案内（帳票No.31、32）：作成していない。 ・申告はがき（帳票No.33）：作成していない。 ・償却資産の申告について（帳票No.36～38）：作成していない。 ・更正価格決定通知書（帳票No.62）：どちらも印字している。 ・更正賦課決定通知書（帳票No.63）：どちらも印字している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書：どちらも印字している。 ・課税明細書：どちらも印字していない。 ・償却資産の申告案内：どちらも印字している。 ・更正価格決定通知書：どちらも印字している。 ・更正賦課決定通知書：どちらも印字している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書：どちらも印字している。 ・課税明細書：納税通知に同封しており、どちらも印字している。 ・償却資産の申告案内：郵便番号のみ ・更正価格決定通知書：郵便番号のみ ・更正賦課決定通知書：郵便番号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書：どちらも印字している。 ・課税明細書：どちらも印字している。 ・償却資産の申告案内：郵便番号のみ ・更正価格決定通知書：郵便番号のみ ・更正賦課決定通知書：郵便番号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書：どちらも印字している。 ・課税明細書：郵便番号のみ ・償却資産の申告案内：郵便番号のみ ・更正価格決定通知書：郵便番号のみ ・更正賦課決定通知書：郵便番号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書：どちらも印字している。 ・課税明細書：郵便番号のみ ・償却資産の申告案内：郵便番号のみ ・更正価格決定通知書：郵便番号のみ ・更正賦課決定通知書：郵便番号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書（帳票No.71～73）：どちらも印字している。 ・課税明細書（帳票No.74）：どちらも印字している。 ・償却資産の申告案内（帳票No.31、32）：該当帳票なし ・申告はがき（帳票No.33）：該当帳票なし ・更正価格決定通知書：郵便番号のみ ・更正賦課決定通知書：郵便番号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書（帳票No.71～73）：どちらも印字している。 ・課税明細書（帳票No.74）：郵便番号のみ ・償却資産の申告案内（帳票No.31、32）：該当帳票なし ・申告はがき（帳票No.33）：未使用 ・更正価格決定通知書（帳票No.62）：未使用 ・更正賦課決定通知書（帳票No.63）：郵便番号のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書・課税明細書：どちらも印字している ・償却資産の申告案内・申告はがき・更正価格決定通知書・更正賦課決定通知書：郵便番号のみ ・償却資産の申告について：使用なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書 ・償却資産の申告案内 ・更正価格決定通知書 ・更正賦課決定通知書 	<ul style="list-style-type: none"> どちらも印字している 郵便番号のみ 償却資産の申告について 更正価格決定通知書 更正賦課決定通知書 どちらも印字していない 課税明細書

5/27(木)に実施したWTにおいてご説明いたしましたことについて、照会させていただきます。

【事務局方針】

都市計画税に係る機能については、利用しない団体も多数見込まれることから、「実装してもなくても良い機能」として要件化しております。
 なお、都市計画税の機能を固定資産税の機能と明確に書き分ける必要があるものはなく、標準仕様書に「都市計画税の機能については、固定資産税の機能要件の例によるものとする。」と記載する方針です。

【都市計画税を賦課している団体宛の照会】

標準仕様書で要件化する機能のうち、固定資産税の機能と明確に書き分ける必要がある都市計画税の機能がありましたら教えてください。
 (都市計画税賦課業務のために必要で、固定資産税賦課業務においては不要である機能の例)
 教えていただいた機能については、本WTにおいて検討し、必要に応じて「固定資産税の機能と明確に書き分ける機能」として要件化いたします。

#	団体名	機能要件の項目番号	機能の概要	理由	仕様反映	事務局意見
1	A市	6.1.3.	合併等に伴う不均一課税の管理	合併時に旧市町村ごとに税率を管理する機能が都市計画税の場合必要となるため、明記したほうが良いと考える。	要検討	(A市) 本機能の必要性について、具体的な例示とともにWTでご説明願います。
2	A市	1.2.10.	土地の都市計画税を物件単位で課税・非課税で設定できる機能。	線引きの有無以外に課税有無も併せて管理できる必要がある。 なお、市街化区域では無くても上下水道の設置状況で、都市計画税を課税するケースがあると承知しています。	要検討	(A市) 本機能の必要性について、具体的な例示とともにWTでご説明願います。
3	A市	1.2.10.	年度ごとに市町村全体としての都市計画税課税有無を設定する機能	①市街化区域の線引きをおこない都市計画税課税 ②市街化区域の線引きをおこなわず都市計画税課税 ③市街化区域の線引きをおこない都市計画税非課税 ④市街化区域の線引きをおこなわず都市計画非課税 なお、物件単位でも都市計画税の課税有無を設定できる必要があるが、都市計画税の課税を辞めた時に全資産一括でのメンテナンスは手間がかかるため、課税有無のおもとの設定管理が必要だと考えます。	要検討	(A市) 本機能の必要性について、具体的な例示とともにWTでご説明願います。
4	A市	2.2.13.	家屋の都市計画税を物件単位で課税・非課税で設定できる機能。	線引きの有無以外に課税有無も併せて管理できる必要がある。 なお、市街化区域では無くても上下水道の設置状況で、都市計画税を課税するケースがあると承知しています。	要検討	(A市) 本機能の必要性について、具体的な例示とともにWTでご説明願います。
5	A市	2.2.13.	年度ごとに市町村全体としての都市計画税課税有無を設定する機能	①市街化区域の線引きをおこない都市計画税課税 ②市街化区域の線引きをおこなわず都市計画税課税 ③市街化区域の線引きをおこない都市計画税非課税 ④市街化区域の線引きをおこなわず都市計画非課税 なお、物件単位でも都市計画税の課税有無を設定できる必要があるが、都市計画税の課税を辞めた時に全資産一括でのメンテナンスは手間がかかるため、課税有無のおもとの設定管理が必要だと考えます。	要検討	(A市) 本機能の必要性について、具体的な例示とともにWTでご説明願います。
6	I市	5.1 新規	都市計画税のみ非課税とする。	地方税法第702条の2 1項の適用による非課税	反映しない	非課税類型マスタを作成いただき、各課税台帳に設定することで対応可能になると考えます。(納税義務者ごとの一括設定機能あり)
7	K市	7. 1. 1	減免類型マスタ管理	固定資産税と都市計画税で別途管理できること(種類によっては固定資産税のみの減免もあるため)	反映しない	※税率等も含め、それぞれ別に管理できることとする想定です。

当初納税通知書と更正納税通知書について、構成員の皆様からのサンプルをいただいた上で、事務局で印字項目の検討を行いたいと考えております。

【事務局から構成員の皆様への依頼】

貴団体で更正（評価額や課税標準額が更正された場合）のあった納税義務者へ送付している通知書等の一式のサンプルをご提供ください。

なお、土地・家屋だけでなく、償却資産に係る通知書等も同様にご提供ください。

例：納税通知書、更正価格決定通知書、更正賦課決定通知書、課税明細書など

【全団体】

ご提供いただき、誠にありがとうございました。

WT⑧検討用					実施してもしなくても良い項目の仕分け																地方税共同機構		事務局意見											
No	明細	表示項目		実施すべき項目	実施しても しなくても 良い項目	備考	対応 方針	WT 対象 の 否	情報 提供 の 要	A市		B市		C市		D市		E市		F市		G市		H市		I市		J市		K市		地方税共同機構	事務局意見	
		大分類	小分類							分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄			分類
質問										4.その 他	現在①で出力してい ます。	①		①		4.その 他	①	①増築・改築部分 は、増築・改築でな い主な家屋部分とは 別の家屋（補充） 課税台帳として出力 される。	1. 類 （大 筋 OK）		4.その 他	-		1. 類 （大 筋 OK）		② 増築については、建 築年で確認していま す。改築については、 出力された帳票では 確認できない状況で す。	①		①				団体への調査依頼	<p>■回答集約</p> <p>①増築・改築部分は、増築・改築でない主な家屋部分とは別の家屋（補充）課税台帳として出力される。：（6団体）A市、B市、D市、E市、J市、K市</p> <p>②増築・改築部分は、増築・改築でない主な家屋部分の家屋（補充）課税台帳の明細として同時に出力される。：（1団体）I市</p> <p>③増築・改築部分の家屋（補充）課税台帳を別途作成していない。：なし</p> <p>（I市、G市） 増築・改築のあった部分について明細の形式で出力されていますでしょうか。</p> <p>（全団体） 本帳票において、「建築年月日」の項目を追加する必要性について確認させていただきます。</p>

04_固定資産税_標準仕様書(案) 帳票印字項目

課税	04_固定資産税
帳票No.	新税
帳票名称	公課証明書(土地・家屋)

「76_公課証明書(土地・家屋)」の帳票に、「77_公課証明書(償却資産)」の印字項目No.20以降の項目を追加したものを、
 例「76_公課証明書(土地・家屋)」と「77_公課証明書(償却資産)」と同様の整理いたします。

WT※検討用				表示項目		実装してもしなくても良い項目		備考		異動して転記されても良い項目の区分		A市		B市		C市		D市		E市		F市		G市		H市		I市		J市		K市		地方税共同機構		事務局意見		
No	明細	大分類	中分類	小分類	実装すべき項目	実装しても良い項目	備考	異動	転記	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄	分類	詳細ご回答欄			
										1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)				
36	●	土地		非課税措置の類型			【全体】 非課税措置の対象となる資産は、資産全体のうち一部であり、本項目について税を収める必要性はないと考えます。 しかしながら、非課税措置の対象となる資産を示すことで住民にとってわかりやすい帳票になると考えられるため、本項目は「備考欄」に印字する項目といたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄」に印字する項目とすることになった場合は、項目No.22「(土地における資産この) 備考」に印字する整理いたします。	●	●	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	OK	「76_公課証明書(土地・家屋)」の検討結果と同様の対応いたします。
37	●	土地		非課税措置の適用を受ける地積(m ²)			【全体】 非課税措置の対象となる資産は、資産全体のうち一部であり、本項目について税を収める必要性はないと考えます。 しかしながら、非課税措置の適用を受ける地積を示すことで住民にとってわかりやすい帳票になると考えられるため、本項目は「備考欄」に印字する項目といたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄」に印字する項目とすることになった場合は、項目No.22「(土地における資産この) 備考」に印字する整理いたします。	●	●	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	OK	「76_公課証明書(土地・家屋)」の検討結果と同様の対応いたします。	
38	●	家屋		非課税措置の類型			【全体】 非課税措置の対象となる資産は、資産全体のうち一部であり、本項目について税を収める必要性はないと考えます。 しかしながら、非課税措置の対象となる資産を示すことで住民にとってわかりやすい帳票になると考えられるため、本項目は「備考欄」に印字する項目といたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄」に印字する項目とすることになった場合は、項目No.35「(家屋における資産この) 備考」に印字する整理いたします。	●	●	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	OK	「76_公課証明書(土地・家屋)」の検討結果と同様の対応いたします。	
39	●	家屋		非課税措置の適用を受ける床面積(m ²)			【全体】 非課税措置の対象となる資産は、資産全体のうち一部であり、本項目について税を収める必要性はないと考えます。 しかしながら、非課税措置の適用を受ける床面積を示すことで住民にとってわかりやすい帳票になると考えられるため、本項目は「備考欄」に印字する項目といたしますが、よろしいでしょうか。 WT検討の結果、「備考欄」に印字する項目とすることになった場合は、項目No.35「(家屋における資産この) 備考」に印字する整理いたします。	●	●	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	OK	「76_公課証明書(土地・家屋)」の検討結果と同様の対応いたします。	
41	●	土地	固定資産税	相当税額			【全体】 納税義務者が本帳票を求める場合は、所有する資産のうち、特定の資産に係る相当税額の印字を求められることが多いと考えられるため、本項目を「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	OK	「76_公課証明書(土地・家屋)」の検討結果と同様の対応いたします。		
45	●	家屋	固定資産税	相当税額			【全体】 納税義務者が本帳票を求める場合は、所有する資産のうち、特定の資産に係る相当税額の印字を求められることが多いと考えられるため、本項目を「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●	●	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	1. 償 (大 償 OK)	OK	「76_公課証明書(土地・家屋)」の検討結果と同様の対応いたします。		

04_固定資産税_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	D4_固定資産税
帳票No.	26
帳票名称	公示財産簿(土地・家屋)

No	明細	表示項目		実装すべき項目	実装してもなくてもよい項目	備考	実装してはなくてもよい項目の区分		A市		B市		C市		D市		E市		F市		G市		H市		I市		J市		K市		地方税共同機構		事務局意見				
		大分類	小分類				必須	任意	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳	分	詳		分	詳	分	詳
		WTF検索項目					項目/検索先の項目等		WTF	印刷		印刷	印刷	印刷																							
5	共通	文書番号				●	必須	任意	1. 大 部 OK	OK	了承いたしましたので反映いたします。																										
14	●	土地	登記情報	氏名又は名称		●	備考欄に印字	任意	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	4. E の 他	1. 大 部 OK	OK	了承いたしましたので反映いたします。 (E市) 御懸念の点については、ヘンタが登記名義人○として実装されるものと想定しております。																						
15	●	土地	登記情報	住所又は所在地		●	備考欄に印字	任意	1. 大 部 OK	2. 準 法 外 構 成 な る	本項目を必要とする 団体の備考に記載 が良しと思われる。	概ね了承いたしましたので反映いたします。																									
20	●	土地	現況情報	持分割合		●	備考欄に印字	任意	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	4. E の 他	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	4. E の 他	1. 大 部 OK	OK	■事務局方針 概ね了承いたしましたので、本項目は「備考欄」に印字として反映いたします。 (E市、K市) 公簿に明記に印字する持分については、証明書発行対象者の持分が記載されることとなります。備考欄に「証明書の発行対象者の持分が印字されること」と記載いたします。 証明書の申請者が共有者全員の持分の印字を求める場合には、ご留意のとおり共有者氏名表を合わせて発行いただく予定です。																			
23	●	家屋	登記情報	氏名又は名称		●	備考欄に印字	任意	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	1. 大 部 OK	4. E の 他	1. 大 部 OK	OK	了承いたしましたので反映いたします。 (E市) 御懸念の点については、ヘンタが登記名義人○として実装されるものと想定しております。																						
24	●	家屋	登記情報	住所又は所在地		●	備考欄に印字	任意	1. 大 部 OK	2. 準 法 外 構 成 な る	本項目を必要とする 団体の備考に記載 が良しと思われる。	概ね了承いたしましたので反映いたします。																									
28	●	家屋	登記情報 現況情報	種別 用途		●	必須	任意	1. 大 部 OK	OK	了承いたしましたので反映いたします。																										

04_固定資産税_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	D4_固定資産税
帳票No.	Z8
帳票名称	評価証明書

WT※繰上欄				実施してもしなくても良い項目		実施してもしなくても良い項目の区分		実施してもしなくても良い項目の理由(結合先の項目等)		A市		B市		C市		D市		E市		F市		G市		H市		I市		J市		K市		地方税共同機構		事務局意見		
No	明細	大分類	中分類	小分類	実施すべき項目	実施してもしなくても良い項目	備考	理由	区分	詳細ご回答欄																										
35	●	家屋	現況情報	持分割合		●		【全団地】 本項目の印字を必要とするのは、共有資産のみであり、 併せては不要であると考えられます。 したがって、本項目は「備考欄」に印字する項目(としたしま すが、よろしいでしょうか。 備考 WT検討の結果、「備考欄」に印字する項目(としたこと なす場合は、項目No.377(家屋)における実施)との 備考」に印字する整理いたします。	1. 是 (大 部 OK)		1. 是 (大 部 OK)		OK	<p>■事務局方針 概ね了承いただきましたので、本項目を「備考欄」に印字して要件化します。</p> <p>(K市) 評価証明書に印字する持分については、証明書の発行対象者の持分が記 載されればよいと考えます。備考欄に「証明書の発行対象者の持分が印字され ること」を記入いたします。 証明書の申請者は共有者全員の持分の印字を求める場合には、ご提案のと おり共有者氏名表もあわせて発行いただく予定です。</p>																						

04_固定資産税_標準仕様書(案) 帳票印字項目

課税	D4_固定資産税
帳票No.	01
帳票名称	固定資産税明書

WT※様専用				業種してもしなくても良い項目の仕分け		市		A市		B市		C市		D市		E市		F市		G市		H市		I市		J市		K市		地方税共同機構		事務局意見	
No	明細	表示項目		実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	印刷種別	印刷	分類	詳細ご回答欄		印刷	分類	印刷	分類																		
		大分類	小分類							印刷	詳細ご回答欄						印刷																
5		共通	文書番号		●	<p>①本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。</p> <p>②本項目を不要とする団体 本項目は印字されず、空欄で可也せら。ただし、帳票上の該当スペースは空白となります。</p>																											<p>了承いただきましたので反映いたします。</p> <p>(G市) 全体方針として、帳票レイアウトを標準化することにより、帳票のカスタマイズ抑制や、複数自治体に資産を保有する市民の混在を避けることができると考えます。</p>

